

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">貿易代金貸付保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成17年4月1日 05-制度-00014 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>平成22年3月29日 一部改正</u></p> <p>第1条～第29条 (略)</p> <p>(保険代位)</p> <p>第30条 日本貿易保険は、保険金を支払ったときは、<u>法第25条</u>の規定に基づき保険金の支払の時に被保険者の有していた貸付金に係る債権を支払った保険金の額の第4条に規定する残額に対する割合をもって取得する。</p> <p>第31条～第38条 (略)</p> <p>附 則 <u>この改正は、平成22年4月1日から実施する。</u></p>	<p style="text-align: center;">貿易代金貸付保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成17年4月1日 05-制度-00014 (略)</p> <p>第1条～第29条 (略)</p> <p>(保険代位)</p> <p>第30条 日本貿易保険は、保険金を支払ったときは、<u>商法(明治32年法律第48号)第662条</u>の規定に基づき保険金の支払の時に被保険者の有していた貸付金に係る債権を支払った保険金の額の第4条に規定する残額に対する割合をもって取得する。</p> <p>第31条～第38条 (略)</p>	